

第 5 回

熊本県議会

震災及び防災対策特別委員会会議記録

平成23年12月12日

開 会 中

場所 全員協議会室

第5回 熊本県議会震災及び防災対策特別委員会会議記録

平成23年12月12日（月曜日）

午後1時15分開議

午後2時47分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 東日本大震災による県内経済等への影響について
- (2) 地域防災計画見直し検討状況について
- (3) 東日本大震災による被災地域の復興支援状況について
- (4) 閉会中の継続審査事件について

出席委員(13人)

委員長 村上寅美
副委員長 前川 收
委員 山本秀久
委員 西岡勝成
委員 鬼海洋一
委員 小杉直
委員 早川英明
委員 大西一史
委員 堤泰宏
委員 城下広作
委員 松田三郎
委員 中村博生
委員 佐藤雅司
委員 松岡徹

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

知事公室長 松見辰彦
危機管理監 牧野俊彦
危機管理防災課長 佐藤祐治

総務部

部長 駒崎照雄
市町村局長 小嶋一誠
人事課長 古閑陽一
消防保安課長 原 悟

企画振興部

総括審議員兼政策審議監 河野靖
企画課長 坂本浩

健康福祉部

総括審議員兼政策審議監 松葉成正
健康福祉政策課長 吉田勝也
首席審議員兼
健康危機管理課長 末廣正男
医療政策課長 三角浩一

環境生活部

政策審議監兼
環境政策課長 内田安弘
環境立県推進課長 田代裕信
環境保全課長 清田明伸
廃棄物対策課長 加久伸治

商工観光労働部

政策審議監兼
商工政策課長 田中邦典
商工振興金融課長 福島裕
労働雇用課長 大谷祐次
首席審議員兼
産業支援課長 高口義幸
新エネルギー産業振興課長 森永政英
企業立地課長 渡辺純一
観光課長 宮尾千加子
国際課長 山内信吾

農林水産部

政策審議監 豊田祐一
農林水産政策課長 国枝玄
農産課長 本田健志
畜産課長 平山忠一

農地整備課長 田 上 哲 哉
漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人
土木部

部 長 戸 塚 誠 司
監理課長 金 子 徳 政
土木技術管理課長 西 田 浩
道路整備課長 増 田 厚
道路保全課長 亀 田 俊 二
河川課長 林 俊一郎
港湾課長 手 島 健 司
砂防課長 高 永 文 法
建築課長 坂 口 秀 二

教育委員会事務局

教育次長 松 永 正 男
教育政策課長 田 中 信 行
体育保健課長 城 長 眞 治
首席審議員兼
施設課長 後 藤 泰 之

警察本部

警務部

参事官兼警務課長 吹 原 直 也
警備部 警備第二課長 村 崎 幸 人

事務局職員出席者

政務調査課主幹 木 村 和 子
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午後1時15分開議

○村上寅美委員長 皆さんこんにちは。きょうは特、特で午前中も特別委員会がありましたけれども、午後もひとつよろしくお願いたします。

ただいまから第5回震災及び防災対策特別委員会を開催いたします。

まず、前回の委員会以降に人事異動がっておりますので、自席から自己紹介を願います。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課長の佐藤でございます。11月まで消防保安課長

を兼務させていただいておりましたけれども、兼務が解かれまして、12月以降は危機管理防災課長として頑張りますので、今後ともよろしくお願いたします。

○原消防保安課長 消防保安課長の原です。12月1日より課長を拝命いたしました。よろしくお願いたします。

○村上寅美委員長 それでは、審議に入ります。

お手元に配付しております本日の次第に従い進めてまいります。まず、本日の概要等について、総括的に知事公室長から説明をお願いたします。

○松見知事公室長 知事公室長の松見でございます。

先般の特別委員会の宮城県等における視察、大変お疲れでございました。

早速でございますけれども、本日の議題の概要について御説明いたします。失礼ですが、座ったままでの説明をお許してください。

まず、県内経済等への影響につきましては、引き続き、県内の企業、関係団体等から直接その影響を聞き取り、状況の把握に努めております。現段階では、中国への食品輸出などに一部影響が残っているものの、全体としては、震災の影響はおさまってきています。

また、この冬の厳しい電力需給の見直しを受け、国及び九州電力から節電要請がございました。県といたしましては、節電に関する周知広報を行うとともに、率先して取り組んでまいります。

次に、地域防災計画の見直し検討状況につきましては、前回の委員会からこれまでの間に、国の動きといたしまして、9月に、中央防災会議に対し、地震・津波対策に関する専

門調査会から新たな提言が出されたところでございます。また、先週12月7日には、津波に強いまちづくりを進めるための津波防災地域づくり法が成立いたしました。

一方、本県の防災計画の検討では、原子力発電所事故対策の取り組みに係る検討会を実施したほか、県内市町村に対し見直し検討状況を説明し、意見交換を行うなど、見直し作業を進めているところでございます。

最後に、被災地域の復興支援につきましてでございますが、引き続き人的支援を中心に実施しております。12月1日からは、宮城県へ保健師を新たに長期派遣したところでございます。また、県内への避難者数は125世帯291人となっており、引き続きさまざまな支援を行っております。

なお、宮城県東松島市への職員派遣につきましては、支援開始当初に比べ業務量が大幅に縮小しております。東松島市からも12月までの派遣をお願いしたいとの話がありましたことから、12月23日をもって東松島市への派遣を終了する予定としております。

詳しい内容につきましては、この後、それぞれの担当課から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○村上寅美委員長 それでは、議題3の東日本大震災による被災地域の復興支援状況について、執行部から説明願います。

もう説明を1、2、3、一括でしてください。そして、質疑はその後ということにしたいと思っておりますから、よろしく願います。

○坂本企画課長 企画課長の坂本です。

東日本大震災による県内経済等への影響について御報告いたします。

まず、3ページをお開きください。

知事公室長からも説明がありましたように、全体としては震災の影響はおさまってきています。

それでは、分野ごとに説明させていただきます。

まず、1の農林水産業についてですが、農産物では、平成23年産米について、原発事故による在庫不足などから強い引き合いがあり、前年と比べ2割程度高値で取引されております。

畜産物では、牛肉について、枝肉価格が一時15%程度下落しましたが、現在ではほぼ半年並みに回復し、影響はおさまりつつあります。

輸出品ですが、本県から輸出される農林水産物等は、震災後には輸出量の減少も見られましたが、現在ではほぼ回復しております。

なお、産地証明の発行については、11月11日時点で16カ国367件となっております。

また、熊本県薬剤師会での放射線検査の件数は、同じ時点で487件となっております。

中国への輸出に関しては、11月24日から、野菜と果実、乳製品、茶及びこれらの加工品を除いて、産地証明書の様式等の協議が整い、その添付を条件に輸出ができることとなりました。

4ページをお開きください。

2の商工業分野です。

製造業では、自動車関連について、震災の影響による減産分を挽回するためのメーカーの動きが県内企業にも波及しております。

次に、輸出関係です。

食品輸出については、中国への輸出ができない状況が続き、一部には現地生産に切りかえる動きが見られますが、11月24日から、加工食品や飲料、調味料などは、産地証明の添付を条件に輸出できるようになりました。

宿泊業については、6月から10月期の宿泊は、海外からの宿泊客は減少したものの、国内の宿泊客は、新幹線効果もあり、関西以西の来訪者が増加し、全体としては4.8%の増加となっております。

なお、海外宿泊客は、震災後の落ち込みは

徐々に回復していますが、6月から10月期で見ると、円高の影響もあり、24%減と厳しい状況が続いています。

5ページをお願いいたします。

雇用関係ですが、熊本労働局の発表によりますと、雇用調整助成金について、10月の休業計画受理事業所数は前月より減少していますが、対象者数は増加しています。労働局によると、対象者数の増加は一時的なもので、事業所数、対象者数とも減少傾向にあると見られ、震災前とほぼ同水準の状況です。

次に、3の建設業の分野です。

建設資材の調達不足、価格上昇などの影響は見られない状況となっています。

次に、4の交通事業者の分野です。

国内線については、7月以降、平年並みの60%以上の搭乗率を確保するなど、回復しています。

国際線について、熊本—ソウル線は、5月以降、平年並みの60%以上の搭乗率を確保し回復しつつありますが、円高の影響もあり、外国人の利用が伸び悩んでいます。

また、九州新幹線については、熊本—博多間の利用者数は、7月以降、前年比で4割以上の伸びを続け、順調に推移しております。

6ページをお開きください。

電力不足問題について御説明します。

まず、電力の需給状況等ですが、現在稼働中の玄海原子力発電所4号機が、12月25日に定期検査のため運転停止となる予定です。これにより、九州内に6基ある原子力発電所はすべて運転停止となり、この冬は、厳しい電力需給となる見通しが示されています。そのため、国及び九州電力から、今月26日から来年2月3日までの平日8時から21時の間は5%以上を目標にした節電要請が行われております。

ただし、病院や産業の生産活動などについては、支障のない範囲で、自主的な目標を設定し、節電に取り組むことが求められている

ところでは。

最後に、県における対応等につきましては、県庁舎の節電目標を5%以上に設定した率先行動など、12月1日から取り組んでいるところでは。

東日本大震災による県内経済等への影響についての説明は以上です。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。着座のまま失礼して説明させていただきます。

地域防災計画の見直し状況につきまして、7ページからの資料で御報告を申し上げます。

県の防災計画の見直しを実施しておりますが、検討委員会の開催状況等を9ページにまとめております。

下線部が9月議会特別委員会以降の部分でございますが、まず、11月4日に、原発事故対応の取り組みについて、広域連携・情報等検討部会を開催いたしました。この内容につきましては、後ほど16ページで御報告いたします。

また、次に、11月21日から24日にかけて、市町村の担当課長を集めて、県の現在の取り組みと今後市町村が当面取り組む必要がある事柄、情報収集、伝達体制の充実であるとか、住民避難支援体制の充実であるとかでございますが、それらの内容を説明し、意見交換を実施したところでございます。これは、県内5カ所で市町村振興局を集めて実施したものでございまして、海岸を有する自治体を対象に1回、それから市を対象に1回、その他の町村で3回、都合5回開催いたしましたところでございます。これらによりまして、共通の認識を持つことができたと考えております。

また、12月27日、年末でございますけれども、検討委員会の2つの部会を同時開催の予定でございます。

次ページをお願いいたします。

10ページ、11ページでは、国の動向について簡単にまとめております。国の動向につきましては、復興会議の提言でありますとか、東日本関係の復興関係のもございますが、県の計画見直しに影響を与える事柄を中心にまとめたところでございます。

10ページでございます。

まず、1の中央防災会議の動向でございますが、防災会議の附属機関の専門調査会が地震、津波対策を9月末に提言しております。この中では、津波被害の最小化を主眼とする減災の考え方が示され、ハード対策とソフト対策を組み合わせることを基本的考えといたしまして、情報伝達を含む避難体制の整備、地震、津波に強いまちづくり、津波に対する防災意識の向上等が提言されております。また、地震の揺れによる被害の軽減策も提案されております。

これらの考えをもとに、国の防災基本計画の修正が実施されるものと考えていますが、現在、10ページの一番下段に書いておりまして、防災対策推進検討会議が新たに開始され、対策法制のあり方を含めて調査検討が行われているところでございます。

11ページをお願いいたします。

原子力安全委員会の動きでございます。

専門部会のワーキンググループの報告段階でございますが、従来の原発に係る防災対策を重点的に充実すべき地域、いわゆるEPZでございますが、これは、これまで原発に関しては8キロから10キロ程度とされておりましたこの考え方が、今回福島原発事故の状況から見直しがなされているところでございます。

表にございますように、これまでのEPZにかえまして、2つの考え方が示されております。1つは予防的防護措置準備区域、PAZという考えでございますが、おおむね5キロ以内でございますが、ここは重大事故発生

時には直ちに避難するということが主眼に置かれております。2つ目が緊急時防護措置準備区域、UPZ、半径約30キロ以内でございますけれども、これらは、放射線測定値が一定レベルを超えた場合、避難や屋内退避を準備する区域ということで考えられているところでございます。

次に、あわせて、次の地域ということで、放射線物質を含む空気の一团が空中を通過するときに屋内退避等の防護措置を実施する地域として、PPAという、これは新しい概念でございますけれども、これがおおむね50キロを参考にして検討されているところでございまして、具体的な対策につきましても今後検討されるということでございます。

熊本県の場合、川内原発から30キロ圏内の地域はございませんが、仮にPPAが約50キロ圏内とされた場合、川内原発からは4市町、水俣市、天草市、津奈木町、芦北町が含まれます。水俣市はほぼ全域でございますが、天草市、津奈木町、芦北町は一部でございます。ちなみに、玄海原発から県境までは80キロでございます。

次に、津波に関する主な法律として、公室長からの説明もありましたとおり、津波対策の推進に関する法律が6月に成立、施行されまして、これは今後の津波対策の基本的な考え方が示されているところでございますが、ソフト、ハードの対策を具体化した津波防災地域づくりに関する法律が12月7日に制定されたところでございます。

今後も、これらの国の動きも注視しながら、県の計画の見直しを進めていきたいと考えております。特にハード整備につきましては、今回の県の調査結果も踏まえ、また、法律をもとに、これから出てまいります津波対策など国の方向性等も精査しまして、来年度以降の検討において防災計画の中に取り込んでいくことになると考えております。

今回の今年度の改正主眼、来年の5月の防

災会議にかけますものは、ソフト対策を中心とした当面の対策になろうかと考えております。

12ページをお願いいたします。

12ページ以降に、今回の大震災を受けまして、熊本県の防災において早急に検討すべきこととして、12から16ページにかけて、現計画をどのように見直すかということをもとめております。

9月議会での本特別委員会の報告では、着眼点の7つのテーマからまとめたところでございますが、今回は、市町村との意見交換も踏まえまして、現計画のどの部分を修正するとの観点からまとめておりました。修正骨子案と考えておりますので、全体を御確認いただければと考えております。

表の構成でございますが、一番左に現行計画、今の計画でございます、を書きまして、真ん中に、それに対する課題、問題点、最後に、その課題解決のための当面の対応策、ここは変更の骨子になると思っておりますが、そういうまとめ方をさせていただいております。

県の防災計画につきましては、お手元に配付しておりますけれども、一般対策編と震災対策編、資料編から成っております。かなり分厚い資料でございますが、今回の見直しは震災対策編の見直しが中心となります。

震災対策編は、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画から成っておりますが、今回はソフト対策を中心に見直す予定でございますので、そのうちの災害予防計画と災害応急対策計画の見直しが主となります。

12ページ、13ページでは災害予防計画を、14ページ、15ページでは災害応急対策計画の修正を記載しておるところでございます。

特に、一番右の欄でございますが、課題を踏まえた当面の対応策は黒丸と白丸をつけさせていただいております。黒丸は、現計画にはない新たな部分でございます。白丸は、こ

れまでも計画に記載しているが、より充実すべき部分と考えております。特に、現計画にある白丸の部分でございますが、何が問題であったのかを十分に考慮しまして、計画の修正でいくのか、または防災計画より下部の実施計画、マニュアル等の作成や充実でいくのか、実際の訓練なのか、また記載事項の具体的な確認作業が必要なのか、そういう形で検討して計画を充実させてまいりたいと考えております。

9月議会の説明とも若干重複する部分もございまして、全体の構成、内容の主な点について簡単に説明いたしたいと思っております。

12ページの上段でございますが、災害予防計画のうち防災に関する環境整備では、県民意識につながる防災訓練の充実や自主防災組織の育成がポイントとなっております。災害発生時には、地域住民の自主防災組織等による初期消火、避難誘導等の活動が期待されるところでございまして、適切な活動のためには、日ごろからの訓練の積み重ねが必要であると考えております。このため、平成21年度から実施しております防災訓練アドバイザー派遣事業などを通じまして、各地域の避難訓練や総合防災訓練等への住民の積極的な参加を呼びかけていくことと考えております。

自主防災組織につきましても、今年度から新たに立ち上げました新規設立組織への資機材整備支援を行う市町村に対する補助制度を活用するとともに、設立の手引となる実践マニュアル等を作成して配布することとしました。このような活性化事業で立ち上げ支援を実施していきたいと考えております。

また、住民に対する防災知識の普及啓発では、防災教育の充実も重要と考えております。また、各種訓練の住民参加の促進は、市町村と協働して実施していきたいと考えております。これらを通じまして、自助、共助の考えが普及できればというふうな考えでございます。

次に、12ページの中段あたりでございますけれども、防災・減災体制の整備についてでございますが、ここでは、市町村の機能が失われるとか、通信機能が失われる等の課題に対しまして、まずは耐震化、それから通信機能の強化、非常用電源の確保等を考えています。

新たな取り組みとしましては、住民基本台帳等のバックアップも取り組みたいと考えておりまして、現在でも住民基本台帳のバックアップを4市町で実施しているということでございますが、市町村に働きかけていきたいと考えております。

12ページの現計画では、下から2段目になりますが、津波災害予防計画は全体的に見直したいと考えております。内容的には、津波災害を想定した監視体制、浸水予想図、警報発令基準の見直し、メール等を使った情報伝達、避難場所の問題等を新規に記載していく予定でございます。

特に、当面の対策で書いておりますが、白丸でございますが、防災情報メールサービスの登録促進であるとか、2段目の黒丸でございますが、エリアに一斉に配信するエリアメールを活用した住民への情報伝達体制等を今後強化してまいりたいと考えております。

住民への情報伝達につきましては、複数の情報手段、防災行政無線であるとか、サイレンであるとか、有線放送、広報車、消防団が回るとか、そういう確保も大事でございますが、今回の地震、津波を見ますと、携帯電話への一斉メールが非常に役に立っているということでございますので、これにつきましては、音声通話に比べまして通信規制の割合が低くて、住民が移動中、避難途中でも災害情報の提供を受けることができるというメリットから、県の防災情報メールサービスへの登録促進や市町村が取り組みますエリアメールの活用促進を促していく予定でございます。

13ページに行きたいと思っております。

被災時の対応体制の整備でございますが、まず、水、食糧等の災害備蓄の問題でございます。これまでも計画にはこれについては記載しております。ただ、今後は、やはり質、量の点検になろうかと思っております。また、県や市町村、日赤の備蓄と合わせまして、例えば食糧につきましても、パン協同組合や鶴屋百貨店、県民百貨店、イオン等と協定を締結しておりますので、今後、このような流通備蓄を充実していく形で、民間との提携を深めていきたいと考えております。燃料の問題が新たな問題になっております。なかなかガソリン等の燃料の問題でございますが、これについては検討しておりますけれども、法的な規制もありますので、やや、ちょっと時間を要するかなというふうに考えております。

13ページ、上から2段目でございますけれども、避難者の収容も大きな課題と考えております。課題対策にありますように、災害特性を踏まえた避難所の区分け整理が必要と考えております。まずは、県内に約2,000カ所あります現避難所を、市町村とともに、災害の特性に応じ、緊急性に応じて避難場所としての区分けの必要がありますし、津波災害に関しましては、沿岸14市町には、安全性の確認等を既にお願しているところでございます。

新たな記載としまして、避難ビル等の緊急避難場所の整備も考えていきたいと思っております。現在、津波避難ビルは、2市町で計8施設の指定がされております。また、苓北町におきましても、高台整備に取りかかるといことも聞いております。今後も引き続きまして、民間ビルを含めた避難ビルの指定促進や避難路の確認など、円滑な避難行動の体制整備を進めていく考えでございます。

また、これも現計画には記載ございませんけれども、仮設住宅の建設予定地の事前確保も課題として考えております。これらについては余り進んでおりませんので、今後は、具体

的な確認、例えば一覧表を整備するなどの確認になると思いますが、そういう考えで進めていきたいというふうに考えております。

13ページ、中段から下段にかけてございますが、災害時要援護者支援計画、医療保健計画、災害ボランティア計画につきましては、現計画にも記載がございますが、さらに充実すべき課題があるとのことで、右の方の欄に幾つか記載がありますように、そのような内容で充実させていきたいと考えております。特に、市町村の業務となりますが、災害時要援護者の避難支援の個別計画の早期策定や福祉避難所の指定等の促進が必要と考えております。

続きまして、14ページをお願いしたいと思います。

14ページからは災害応急対策計画でございますが、これは災害が起こった場合の緊急の対策を記載しているところでございますが、まず、情報収集、伝達でございますが、地震津波の場合、従来の防災行政無線や住民への情報伝達も必要でございますが、先ほど予防計画で説明した個人に直接届くメールサービスやエリアメールを当面の策として強化することと考えております。

また、警察、消防、自衛隊等実動機関との情報収集体制の整備も重要な課題でございますが、後ほど別紙で御説明いたしますが、訓練を実施いたしまして、これらを通じまして情報収集体制の充実を図ることと考えております。

14ページ、中段でございますけれども、応急対応体制につきまして、自衛隊等への応援要請、具体的な救出計画、医療救護計画等が決められていますが、津波災害等では、救出の柱となりますヘリコプターの調整や医療調整等が課題となっております。当面の対応策右欄に記載のとおり、新たな課題としてのヘリ調整やDMATへの受け入れ体制の整備等の計画を計画の中に記載していきたいと考え

ております。

14ページの一番下の欄でございますけれども、最下段でございますが、今回の震災におきましては、避難が長期化したことから新たな課題が浮き彫りになっているところでございます。特に、男女共同参画の観点からの避難所のあり方や精神的な面を含めた保健衛生対策の問題も、これまで以上に踏み込んだ計画が必要かと考えております。また、教育施設の調整問題も課題として挙げられているところでございます。

15ページに移ります。

避難者支援体制でございますが、避難者支援体制の中では、発災後数日では、県の物資集積場ないし市町村までは物資等が届いているけれども、そこから先の物資配達に問題があるとの指摘がっております。民間の専門業者との提携など、具体的な計画づくりが必要と考えております。また、市町村の集積場の確保も確認していくつもりで考えております。自宅避難者については、今回の震災では、自治体等管理の避難所には支援物資が行き届いたけれども、自宅避難者には支援物資が行き届かなかったというような課題もあっております。これらにつきましては、災害ボランティアを活用するなど、自宅避難者への物資支給体制の構築に取り組みたいと考えているところでございます。

15ページの中段でございますが、復旧に向けた取り組みでございますが、住宅応急対策計画がございますが、その中で、やはり応急仮設住宅の早期設置が課題でございます。さきに説明した仮設住宅のための用地の事前選定や、公共住宅とあわせての民間住宅の活用が重要かと考えております。これらにつきましては、プレハブ協会と協定を結んでおりましたけれども、本年10月に、新たに熊本県優良住宅協会と応急仮設住宅の建設に関する協定を、同じく全国賃貸住宅経営協会と民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結したところ

でございます。これらを含めまして対策を考えていきたいと考えております。

15ページの下段でございますが、瓦れき処理の問題、非常に大きな問題になっております。仮設住宅の用地確保と同様に、まずは用地の事前選定、確保が必要であると考えております。このあたりにつきましては市町村と共同で考えてまいりますし、現在の処理能力の確認や他県、関係団体との協力関係の構築も必要と考えております。

16ページをお願いいたします。

最後に、原子力発電所事故への対応についてでございます。

これまでは全く計画に記載がございませんでしたので、左の現行計画は全くございません。このテーマにつきましては、広域連携・情報等検討部会で検討いたしました新たなテーマでございまして、他のテーマとは分離して検討したところでございますが、このページに記載した内容を大枠といたしまして計画を整備していくことで、部会では決定したところでございます。

まず、対応体制の整備でございますが、県の防災会議、災害対策本部体制の枠組みを基本として利用することを考えております。

次に、情報収集・伝達体制の整備でございますが、有事における情報収集・連絡体制の整備が最も重要であることから、事業者、原発立地県との情報収集・連絡体制の整備に取り組んでいくこととしております。また、関係省庁との連携体制を整備して、住民との情報連絡体制も構築したいと考えております。

そのような観点から、この会議、部会におきましては、九州電力、鹿児島県、関係4市町も参加いただいたところでございます。また、この中では、リスクコミュニケーションといいますか、県民の方がパニックにならないように、この問題について、正しい知識を事前に広報するようなことも検討してまいりたいと考えております。

次に、3段目でございますが、モニタリングの実施体制の整備でございますが、環境監視体制、食品監視体制の整備を考えていきます。そのほか、国の動向の中でも御説明いたしましたのが、PPAの取り扱いがどうなるのかも見きわめながら、安定沃素剤等の医薬品の配備等についても検討を行うこととしております。

最後に、住民避難支援体制の整備でございますが、住民移動手段、移動ルートの確保、避難所の確保等、住民の避難が広域、長期になりますことから、このようなことを考えながら、関係自治体、関係機関とともに、こちらについては体制を組んでいきたいというふうに考えております。

以上、御説明いたしましたのが、これらの項目を中心にさらに詰めてまいり、県の防災計画の修正素案として成文化いたしまして、年度内には修正の案を策定していきたいと考えております。

また、関連いたしますので、済みません、資料の一番末尾でございますが、訓練について若干御説明したいと思います。

最後の参考資料としてつけさせていただいておりますが、防災実動訓練の実施を今のところ計画しているところでございます。

訓練の趣旨は、書いておるとおりでございますが、今回の大震災を踏まえまして、特に参加機関ありますように、防災機関を中心とした対応体制——済みません、最後のページに1枚だけ資料つけておりますその分でございますが、防災機関を中心とした実践型の訓練を1月22日、天草空港を使つての訓練を考えております。

訓練内容は、一番下にありますように、天草が孤立したということを想定いたしまして空港に現地対策本部をつくり、天草市が実施する避難訓練とあわせたとろで実施したいと思っております。これはあくまでも予定でございますが、詳細につきましては、現在関

係機関と詰めておりますが、これらの訓練を通じまして、市役所、役場機能が低下したときの早期の支援の方法であるとか、防災機関同士の連携、通信情報の確保であるとか、できましたら、ヘリコプターも幾つか、自衛隊、県、県警、海保、それから、今少し声をかけておりますけれども、日赤等のヘリ等も参加されることになれば、ヘリの連携等もこの中で考えられていければというふうに考えております。これらにつきましては、地域防災計画の見直しの中でまた反映したいと思っております。

説明は以上でございます。長くなって済みませんでした。

続きまして、済みません、続けてで大変恐縮でございますけれども、東日本大震災に係る支援状況について御報告をいたしたいと考えております。

これも先ほどの資料の続きでございますが、よろしくお願いたします。

復興支援の状況でございます。

支援状況につきましては、9月議会の本委員会で報告しておりますので、本日は、現時点での主な変更点を中心に報告したいと思います。

変更点につきましては、19ページ以下でございますように、下線部分で示しておりますので、こちら辺を中心に説明したいと思います。

まず、避難者数でございますけれども、19ページが一番上でございまして、今32万8,900人というふうになっておりますが、9月の時点では7万4,900という形で報告させていただいたと思います。これにつきましては、被災3県で仮設住宅等の避難者数が最近になって判明したということでございまして、一気にね上がっておりますけれども、まだまだ30万を超える多くの方が不自由な生活を送っているところでございます。

1点目と2点目につきましては、1点目の

総合窓口の設置、災害見舞金、義援金等につきましては、現在でも継続して引き続き受け付けておるところでございます。

次に、人的支援につきまして、主な変更点のみを報告したいと思っております。

次のページの(5)でございますが、松見公室長からの冒頭の概要説明でありましたように、東松島市への職員の派遣につきまして、業務量の縮小や東松島市からの12月までの派遣という要請によりまして、23日に帰着する第33陣をもって派遣を終了する予定となっております。県、市合わせまして、500人以上の職員がこの派遣に参加しております。それらの知見も今回の見直しの中に反映させていくつもりでございます。

同じく(5)の岩手県への派遣でございますが、これは、九州農政局からの要請によりまして、農業関連施設の災害査定等の業務支援のため、11月7日から25日まで、農業土木職3人が宮古農林振興センターへ派遣されたところでございます。

また、(6)の保健活動支援でございますが、宮城県から要請を受けまして、被災市町の保健活動コーディネート業務を行うため、保健師1人を2カ月交代で12月1日から今年度末まで、宮城県気仙沼保健福祉事務所へ派遣を開始したところでございます。

(7)の被災農地の塩害対策支援につきましては、さきにも御報告しておりましたが、この第2陣が10月4日から7日まで派遣されたところでございます。

21ページをお願いします。

被災者の受け入れ状況でございますが、5番でございます。

12月5日現在で県内への被災者数は125世帯291人となっております。依然として横ばいから微増の傾向が続いております。内訳は、岩手県が12名、宮城県が62名、福島県が101名、その他が116名でございます。大まかに言いますと、東北3県が6割、関東地区

が4割の内訳となっております。また、県内市町村別では、熊本市への避難者が129名と約4割以上に達しておるところでございます。

22ページでございますが、被災者の就業支援を書いておりますが、時点修正でございますが、ほとんどが利用は少のうございますけれども、特に、被災農家への当面の生活安定を支援するため、本県独自の事業として、就業機会、パッケージで提供する事業をやっておりますが、これが1人だった利用実績が2人になっているところがございます。

あと、修正部分でございますが、23ページ以降で、くまもとアートポリスの東北支援「みんなの家」プロジェクトが10月26日に竣工いたしまして、宮城県、仙台市内の仮設住宅の方々の憩いの場として活用されているところがございます。

また、最後に、電動カートの貸与でございますけれども、東松島市の仮設住宅に入居されている高齢者等の外出などを支援するため、昨年から本田技研と本県が行っている実証実験用の電動カート3台を、9月末から積雪、凍結が予想される11月末まで貸与したところがございます。

なお、今後につきましては、利用状況等のデータを検証した上で、地元を中心に来年度からの本格運用を検討する予定と聞いております。

説明、長くなりましたが、以上でございます。よろしく願いいたします。

○村上寅美委員長 長々とありがとうございました。

以上で説明が終わりました。特別委員会は、多岐にわたっての説明とそれから委員の先生方の数も多うございます。したがって、質問も簡潔に、できるだけ多くの先生から意見を求めたいと思います。答弁の方もひとつ簡潔に、公室長、よろしく願いしてお

きたいと思います。

それでは、質問に入ります。

○松田三郎委員 簡潔に、ちょっと確認も含めまして、資料6ページ、企画課長の説明でしたので、企画課長にちょっとお尋ねしますが、下の方の県における対応の黒ボツの2つ目、県庁舎の節電目標5%以上云々。たしか県庁舎は、九電じゃなくて、ほかの会社から供給を受けていると。以前調べたところ、この会社は原発に依存しない部分で電力を調達しているということで、もちろん節電は一切しなくていいですよと言うつもりもなく、ここに書いているように、県民の皆さんに対しての率先垂範とか、あるいは場合によっては間接的に経費の節減にもなるからそれは必要なんでしょうけれども、この文脈でいくと我々の受け取り方、どう理解すればいいのかなと思って——直接何か原発とか九電の関係のあれには効果がないわけでしょうから、5%以上の節電目標というのは、どういった意味合いとか位置づけなのかなのをちょっと確認させていただければと思います。

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネルギー産業振興課でございます。

今の県庁舎の電力の契約については管財課の方が所管しておりますが、私どもの方で入手している限りの情報でちょっとお答えさせていただきます。

県庁舎の場合、入札での契約で電力受給しておりますが、今イーレックスという会社と契約しております。今お話がありましたように、九電の節電とはちょっと違うんですけれども、今回国の方から九州電力管内全域での節電が要請されておりますので、そのイーレックスさんも、電気事業をやる限りでは、広くはその節電の網がかかっているといえますかそういう状況であると思います。

具体的には、九電からは、確かに、県は電

力を県庁舎については買っておりませんが、県が例えば5%縮減したことによりまして、その5%分がほかの地域での電力に活用できるといいますか、イーレックスさんが、県の節電によって、イーレックスさんとしての電力の供給が5%少なくなるわけですが、その分が今度は電力市場とかいう形で回っていきまして、そこに九電さんがその余っている電気を買われると。その買った電気を通じて、九州管内のいろんな住民の皆さんとか企業等にその電力をまた供給されるという流れといえますか、循環になりますので、結果的には県庁の節電が九州全体の節電につながっているということでございます。

○松田三郎委員 大分回って回ってのことですね。

○村上寅美委員長 よろしいですか。

○松田三郎委員 はい、結構です。

○村上寅美委員長 今の関連ですけれども、今はイーレックスですけれども、これは入札は毎年ですか。何年か期限があるの。

○森永新エネルギー産業振興課長 毎年入札で契約会社が決められておりまして、数年前は九電さんが契約されたというのも聞いております。毎年変わっております。

○村上寅美委員長 毎年入札をするということですね。

○鬼海洋一委員 今の件とも関連するわけですが、かなり県経済は回復の基調にあると。ほぼ想定していた厳しい状況から前年並みに回復しているというような報告をいただきました。よかったなというふうに思っているんですが、ただ、電力の5%の、今お話しのと

おりに、節電の要請が来ておりますし、それからまた、さらに、この需要が逼迫する場合については、事前に節電を改めて要請をする、企業等に対してもですね。ということになっているわけですが、現状回復している中でも、特にこの円高とあわせて電力の状況の不安定な供給状況を見ながら、産業の国外へのシフト、つまり生産現場を外国に移すという、こういう動きを最近耳にする機会が多くなりました。この辺が、現段階では状況は回復したというふうに言われて、今お話ありましたが、この大きな胎動、流れというか、この付近をどういうぐあいに把握されているかということをまずお尋ねしておきたいと思います。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

委員御指摘のように、今回の震災につきましては、九州に関していいますと、リスク管理の観点から、自動車産業を中心に、少し九州の方に生産拠点を移すという動きがございました。ただ、今回の夏以降の円高の影響を受けまして、そういった企業を中心に、少し海外に拠点を移さざるを得ないというふうな新聞報道等がございます。まだこれはなかなか具体的に表には出てこないところが多いところがございます、なかなか把握難しいんですが、現状では、拠点を移す動きもそうなんですが、むしろ、県内の大手中小企業の皆さん方は、コスト的にどう海外の競合のところと対抗していくかというところで今御苦労されておまして、移転につきましては、今のところ、まだそう表には出てきていないのかなというふうに認識をいたします。

○鬼海洋一委員 表に出ていないから実は問題にしているわけですね。実は、この3.11以降に、IC関連、それから自動車関連、瞬時に——停電をすることによって、瞬時でも

相当膨大な損失を及ぼすという、そういう企業が県内には数多く立地をしているわけですね。そのときに、私、たまたまそういう関連企業に勤めていたということもありまして、電力はどうなりますかと相談を数件受けた経験もあるわけですが、そういうところが、この電力需給の不安定という状況のもとで、国外に生産拠点を移すという動きが出てきているということについては、やっぱり事前にそういう状況を把握しながら、そこをどう手を打つかという、今やらないと、顕在化した後は間に合いませんよ。これは、IC関連と同時に、自動車関連もそうだというふうに言われています。

そして、特に東日本のあの災害があった以降、向こうのさまざまな企業の生産の拠点といますか、工場をこちらの地に、九州に持ってくる、いわば絶好の機会ではないかということもある一面言われておりました。しかし、残念ながら、それは九州電力のああいう電力供給の状況の厳しさが示された状況のもとで、なかなかそういうことは難しいというふうに言われているわけですが、そういう意味で、経済構造、この状況をもう少し県としても調査していく必要があるんじゃないか。だから、手を打てるもの、打てないもの、さまざまあると思いますが、やっぱりどういふぐあいになっているかということ把握することが、次に打つ手を明確に決める決め手になるわけですから、その点も特に調査をしていく必要がありますので、求めておきたいというふうに思います。

○村上寅美委員長 要望ですか。

○鬼海洋一委員 要望して、何かあれば。

○高口産業支援課長 確かに、委員御指摘のとおり、おくれては問題だということは御指摘のとおりだと思います。私ども、震災の発

生後、九州の方に仕事は来るという動きが少しございましたので、自動車産業、あるいは半導体産業につきましては、まずは海外とのコスト競争の問題が非常に大きくなりますので、特に、そういう生産管理ですとか、工程管理の質の向上、あるいは価格的な競争力の向上という観点で予算を組ませていただきまして、現在、そういう工程改善のアドバイザーを従来の1名から3名体制に強化をいたしまして、地域の企業の方々がそういう生産工程を強化するための事業を今開始させていただいております。なかなかこれはすぐすぐ成果が出るものではございませんけれども、やはりそこら辺のところからやる必要があるだろうという認識でやらせていただいております。

○鬼海洋一委員 だから、私が言っているのは、今すぐ具体的にどう手を打てということではなくて、そういう状況をぜひ把握しておいてほしいと、そうしないと、もう動きが顕在化した後間に合いませんよ。ただ、どうやって先行して、打てるものがあれば手を打つか、あるいは九州の電力の逼迫状況の中には、例えば、今原発の停止の問題等もありますし、これは既に検査済みで遊んでいるところもあるわけですから、そういうことも含めて、国そのものの動きがどうなっていくかという、これは無視できない話ですけれども、そういうことも勘案しながら体制を立てられるような状況をぜひ調査、把握をしておいてほしいということを申し上げておきたいと思っております。

○前川収副委員長 今、鬼海委員からお話ありがとうございました。電力というのは、やっぱり近代国家の社会資本、インフラの最も大事な部分だと私は思っております。震災以降、その部分が揺らいでしまった。もちろん原子力発電所があのような形で事故に遭ったとい

うことは看過できない部分だと思っておりますし、そこはきちっと対応していかなければならない問題はあるというふうには思いません。

ただ、一方で、原子力発電所、ちょっと言いかけられましたけれども、鬼海委員がおっしゃったとおり、試験停止、定期検査のために停止している原子力発電所が一基も再稼働できていないという状況があるわけですね。一基も多分再稼働していないと思う。あと、この12月の25日で九州内の原子力発電所、佐賀ですかね、多分検査でとまる。そうなったら九州はゼロですよ。原子力発電所、ゼロになると。この春までには、多分全部全国の国内にある原子力発電所というのは定期検査に入ってしまうということで、春までに全部とまってしまって、一基もまだ再稼働できていないという状況が今の見通しからいくと続くんじゃないかなというふうに思います。

安全性の問題はきちっと解決するのは当然でありますけれども、国が大体どう思っているのか。私は、皆さんに言っても仕方ないんでしょうけれども、国は原子力発電所を再稼働させて、安全性をきちっと担保してするというのは当然のことですけれども、その上で再稼働させる気があるのか、させない方がいいと思っているのか、全部とめてしまおうと思っているのかよく見えません。実は、まず執行部の方でどうお感じになっていらっしゃるのかということ。

それからもう一つ、知事会あたりでの動きもちょっと聞いておりますけれども、今のままの状態、全部日本じゅうの原子力発電所が結果としてとまってしまった、そして電力が足りないということになっていけば、来年の夏なんていうのは、もう日本は先進国じゃなくなってしまうというような状況になると思います。これは社会インフラ全体の問題になってくるというふうに思いますけれども、その点をやっぱり我々は、何か原子力絡みに

なると言っただけではないタブーみたいな雰囲気があることはわかりますけれども、とはいえ、やっぱり中長期できちっと計画をつくって、知事もおっしゃっていますとおり、今すぐすべてをとめて全部切りかえるというのは物理的に不可能な話ですから、やっぱり安全性を確認した上で再稼働しながら、その後、10年なり20年なりという中長期の計画を立てながら、徐々に原発依存を低めていながら、代替エネルギーを考えていくということしか不可能だと思うんですね。

そういった部分について余りにもタブー視し過ぎて、我慢してくださいの話はなさるけれども、この電力供給が足りないの話はなさるけれども、具体的に足りない電力供給をどうやって供給させていくのかという視点が県にはほとんどない。国にもないのかもしれないけれども、その点はどう考えていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

（発言する者あり）

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネルギー産業振興課でございます。

一応今の概要について御説明させていただきます。その上で、必要があればまた部長にお願いしたいと思います。

最初の再稼働に向けての県の考え方ということでございますけれども、これにつきましては、副委員長おっしゃいましたように、安全性の確保というのが一番大事な視点だと思っております。それに向けてストレステストという評価のテストを今、各電力会社、九電含めてやっていただいております。それを受けて、保安院とか安全委員会あたりでその確認をやる。それを受けて、さらに地元の同意とか、当然ながら国の機関の中での総合的な調整をやられて、今の国のルールでは、最終的には総合的に政治判断でやるということで、再稼働の決定を、今そういう方向でやるというのが一応活字になって、そういう方

針が示されております。

県は、基本的には原子力政策、国策というものもございますので、必要な限りで、安全面についての観点から、いろいろまた意見を申し上げているところでございまして、今お話がありましたその全国の知事会、あるいは九州の知事会でも、各タイミング、タイミングで企画が窓口になります、電力の安定確保について国の方に要望しているという状況でございまして。

それから、後半の、具体的にはどういう対策をやってこの電力不足を乗り切っていくかという話でございまして、これにつきましては、特に来年の夏に向けての電力不足が懸念されるところでございまして、これについて、国の施策としては、需要と供給両面から、例えば、省エネの投資を進めるための予算化とか、いろんな供給面での強化が必要ですので、太陽光発電とか、燃料電池とか、固定買取制度の導入とか、いろんな施策を交えて電力不足に対応していくというのが方向として、予算化も含めて、今検討されているところでございます。

県は、そういう国の動きを見ながら、省エネ、新エネ両方の観点から、必要なやれることを今精査して取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○前川収副委員長 ちょっと具体的に聞きたいんですけども、今管内の、九州内の原子力発電所で、さっき言われたストレステスト、それはどういう状況なんですか。もう終わって、そういうところもあるんですか。ストレステストはもう終わって、後は政治判断だけという話になっているところもあるのかどうか、それが1点。

それともう1点、いわゆる供給をしっかりと補うというお話なさいましたけれども、この夏というと、あと6カ月、そこまで何を間に合わせるつもりなのか、その辺は何か具体

的に——もう余り時間はないんですね。何かお考えがあれば教えてください。県としてやれることの中身。

○森永新エネルギー産業振興課長 最初の九電管内のストレステストの状況でございまして、今5基、具体的には、玄海の2号、3号、川内の1号、それから川内の2号ですね、それから玄海の1号、その5基については、ストレステストの、今まさに九電さんが行うその評価中でございまして。この後、先ほどございましたように、今月25日にまた新しく定期点検に入りますので、それぞれストレステストが開始されるということでございまして。

内容については、九電の方に確認しましたところ、いろんなデータの分析をする必要があるようでして、委託先に解析をお願いして、それが大体終了しつつあると。それに基づいて、今報告書の、どういう体裁でつくるかという取りまとめを今やっているという段階だそうでございます。

それから、後段、その後、6カ月どれぐらいのことをやっていくのかというお話でございまして、ひとつその前提として、来年の夏に向けての電力需給の見通しと申します、それ自体についていろいろ国の方で今検討が進められているところでございまして。今現在の来年の夏に向けての見通しということでございまして、国の方では電力需給についての検討会合という組織が設けられておまして、この中で、今直近で見通しとして出ておりますのは、来年の夏、九電の管内におきましては、0.6%の供給力不足が生じるのではないかという予測を立てられております。これは、当初はもっと大きい10%を超えるような予備電力の不足が想定されておったところではございまして、その後、ことしの夏場からずっと省電というか、無理のない範囲内での省電がだんだん進んできておりまし

て、そういう同じ程度の省電が進んで、また気候的にも同じように推移をすればという前提でございますが、そういう前提であれば、0.6%ぐらいのマイナスにとどまるのではないかということが言われております。ことしのまた、今月中に再度その電力需給の検討会合というのが開催予定でございます、その中で、最新のデータ、各電力会社から集めたデータに基づきまして、最新の来年の夏に向けての予備率といいますか、その電力需給見通しを改めて立てるといふことを伺っているところでございます。

○前川収副委員長 申しわけないです、私ばかり。

最後ですけど、いわゆるストレステストが終わって科学的な安全性が今の知見の中にあって、最高に考える限り考えました、で、仮に大丈夫でしたという話が出た場合には、政治的判断というのが次に来るのだというようなお話がさっきあったと思いますが、その際本県における需要をしっかり賄っていくという前提においては、もちろんこれは国が考えるべきことであると、第一義的には国に責任があることではあっても、県は国が考えるとおりですというわけにはいかないと思います。やっぱり我々県民生活をしっかりどう守っていくか、社会インフラ、しかもライフラインのインフラですから、そこをやっぱり次の段階においては、要するに立地県、佐賀とか、鹿児島だけではなくて、立地県以外のところでも、それなりのきちっとした考え方というものをまとめていかざるを得ない状況が生まれてくるというふうに思っていますので、今言えとは言いませんけれども、そこに対してはしっかりとした考え方というものをぜひつくっていただきたいというふうに思っています。

○村上寅美委員長 要望ね。

○山本秀久委員 今までのお2人に少々関連しますけれども、これまで、東日本のその災害が起きて、9カ月の間の問題点で何が問題点だかよく御承知されたと思います。そのとき、本県においてそれだけの問題点があった場合にはどういうふうに対処しなきゃならぬかということ、しっかりとその問題点は把握されているんだろうと思うんですよ。そういうときに、そのことに対しての一つの案件というのは、県としての案件が出てないんだ。こうする、県ではこういう対応をしなきゃならぬとか、こういう県に不足の点があるとかと、そういう点を補って、これから、今さっき副委員長が言われたような、そういう対処の国との折衝の仕方というの、これからの結びつきに結びついていくんじゃないかな。そういう点がちょっと薄いような感じがするもんだから、そういう点を要望しておきたいと思います。

○村上寅美委員長 要望でいいですね。

○山本秀久委員 うん。

○大西一史委員 電力不足問題でちょっといろいろ議論になっているので、ちょっとこの件で、6ページのところで質問したいんですけども、九電が示した今後の供給対策、電力需給率ということで、1月がマイナス2.2%、非常に厳しい状態になっているのかなというふうに思うんですが、結局、対応は、さっき県の方で節電目標5%以上というふうな話でしたけれども、その下段の方のこの電力需給の逼迫、要は、供給予備率が3%下回る状態が予想される場合には、国及び九州電力から一層の節電を要請する電力需給逼迫の事前連絡が発出されると。これが発出された場合はどうなるのかということなんですけれども、具体的にちょっとその辺を教えていただ

きたいということですね。

それと、その場合、例えば計画停電とか何とかということが首都圏ではありましたけれども、そういう状態まで陥る状態ほど深刻なのかどうなのかということですね。その辺、要は県民生活に具体的にどのぐらい影響があるのかということを知りたいということです。

○森永新エネルギー産業振興課長 新エネルギー産業振興課でございます。

最初の逼迫情報の伝達の方法ということでございますけれども、これについては、国からのルートと九電からのルートと2つのルートで、九電からは週間予報、国からは予備率が3%を切った場合の警報というか、これは九電の場合も一緒ですけれども、その2ルートから県の方に情報が入るようになっております。その入りました情報を、各県庁内に電力不足問題検討部会という組織を設けておまして、この部会の関係課にさらにいろんな関係団体がさらに連絡網としてつくっていただいていますので、そちらを通じていろんな関係団体に情報を流させていただきます。もちろん九電さん自身も、マスコミというか、いろんな報道機関、テレビ、ラジオを使って、そういう緊急時の報道は一生懸命やられるというふうに聞いております。

市町村も含めて県からも情報提供を、伝達をしっかりとやっていくということで、一応その体制みたいなものを今つくったところでございます。

それと、あと2点目のその逼迫時の対応をどうするかという話でございます。九電さんに確認したところによりますと、ほかの電力会社から応援の融通をしてもらおうと。足りない分の電力を融通してもらおうとか、あるいは火力発電、設備的には、ちょっとたき増しといたしますか、余力があるそうでした、その緊急的な短期間での過負荷運転、ちょっと負荷

を多目にかけて運転して発電量をふやすということとか、あるいは熊本では大平の方に揚水発電所というのがございますが、その揚水発電所という設備の上の方の池にたまっている水を緊急に流してその発電量をふやすとか、そういう設備面での検討とか、あるいはソフト的な取り組みといたしまして、大口の需要家の皆さんに対して、そういう逼迫時においてはちょっと電気をとめますよという、そういうもともと契約が締結されておましてそういう形での総量のピークを抑えるといえますか、電力量を抑えて、そういう契約の執行に基づいて総量を減らしていくという、そういう複数の対策をとって乗り切りたいということを考えていらっしゃるということでお聞きしております。県はそれに必要な対応をまたしていくということになると思います。

○大西一史委員 今の説明、いろいろおっしゃいましたけれども、結局県民に対する影響というのは出ないように最大限努力するというような話だろうというふうに思いますが、仮にじゃあそうなった場合も影響はもうないというふうに考えていいんですかね。いや、今の説明だとそうなるんですよ。

○村上寅美委員長 ちょっと説明、簡潔にしてくれ。

○森永新エネルギー産業振興課長 今申し上げた限りでは、一応ことしの冬については何とか乗り切れるんじゃないかということで、そういう感触でお話を伺っているところでございます。

○村上寅美委員長 この件については一応切ります。また改めて質問は受けますから、よろしいですね、この件について。

○松岡徹委員 今の件について一言言えば、議事録起こしてもらおうとわかるけれども、第1回目の会合のときに佐藤委員から発言があって、エネルギー問題は議論の対象としないというふうなことが言われていると思いますので、僕は言うべき問題は大きいに議論したいと思うけれども、そういう確認があったので、いわば震災、防災に限ってこれまでは議論してきたということをちょっと言っておきたいと思います。

質問は、震災、防災について、簡潔に幾つか聞きます。見直し検討に関連して県関係で2つ、あと、市町村との意見交換の関係で4点ほどですね。

1つは、防災拠点となる公共施設の耐震化状況について、つい最近、12月9日、発表されたデータによると、熊本県は全国のレベルで20位、真ん中ぐらいですね。耐震化率は76.6%ですが、ただ、未改修の建物が855になっているんですよ。だから、76.6は高いようだけど、数で言えば、855が未改修というデータがありますので、つい最近ですね。こういう点は、今後やはり相当直視して手を打っていく必要があると思うんだけど、どういう認識かと。

2つ目に、学校給食の放射線検査機器の配備について、国が17県に配備するというのが出とったですね。あれは、調べたら、機械自体は250万で、消耗品で25万で、トータルで275万ぐらいらしいんですよ。やっぱり原発被害といった場合、内部被爆、食品による被爆という問題がやはりこれはもう全国的に問題になっているので、こういう点は、275万ぐらいだから、もう少し余計そろえるようにしたらどうかということですね。

あと、報告があったように、市町村との意見交換もしたということで、関係した点で4点ほど。

1つは、自主防災組織の問題で、できてない町内のことでいろいろちょっと話したら、

やっぱりどうやってつくっていいかがわからぬという話があって、自主防災組織を市町村や消防の方で援助してつくる段取りをさらに強化する必要があると思うけれども、意見交換の中ではどうだったでしょうかと。

それから、防災倉庫、いわゆる備蓄倉庫、それで、熊本市の場合調べてみたら、防災倉庫は10カ所あって、あと、市民センターと支所合わせて24カ所あって、18万食ということなんですけれども、あの倉庫に消防なんかの機器もあるんだけど、かぎが町内会長と消防団長にはいっとるのかな。要するに、自治会長とかは何も知らさんわけですよ。だから、大きな災害があって、その人がいなかった場合は、せっかくの準備がされているのに倉庫があかないという問題があったり、指揮命令系統なんかも何にもないんですね。市に説明聞いても、どがん、だれが指揮して、どうすとなというのも書いてもないし、わからないで、そういうような点ですね。

それから、ライフジャケットとか、そういうのもないし、こういう防災倉庫の実態、さっき課長が量と質というお話をさしたですけども、どうだったんだろうかなと。

それから、避難援助者対策ですけども、避難援助者については、関係機関共有方式というのと手挙げ方式というのと同意方式、3つあって、どうもやっぱり関係機関共有方式というのは福祉の方の名簿で大体避難援助者対象を整理しているようですけども、本当に実動するためには、いろいろ調べたら同意方式も組み合わせた方がいいと。一人一人訪問してそういうことを同意をとって、名簿だけじゃなくてね。そうすると、実際いざというときにいいということが言われておりましたので、こういう点はどうかと。

それから、この防災計画のところ2～3回調べてみたけれども、マンション対策というのが、どうも僕が何回かチェックしたところ

ではないんですけれども、ところが、最近はやっぱり大きな地震のときはマンション被害が相当多くて、ドアがあかぬとか、貯水槽が倒れたとか、エレベーターがどうとか、そういう意味では、予防の面でも緊急対応の面でも、マンション対策も新たな課題として入れた方がいいんじゃないかなと。

市町村との関係では、以上4点ですね。県との関係で2点、6点について簡潔に質問しましたので、御答弁を願いたいと思います。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

すべてちょっと答え切れないと思いますが、まず、県の関連でございますが、防災拠点の耐震化につきましては、先ほど説明しましたとおり、今回の計画の中でも色濃くつけたいと思っております。拠点につきましては、もちろん県の拠点もございますが、恐らく進んでない部分、市町村の施設でかなり進んでない部分があるというふうに認識しておりますので、これらにつきましては、どうしてもやっぱりお金が絡む部分もございますので、やはり計画的に進めるという言い方しかございませんが、あくまでもやっぱり防災の拠点でございますので、優先順位を高めていただいてしていくというふうに考えております。

それから、先ほど市町村の問題点、4つ挙げていただいたところでございますが、まず……。

○松岡徹委員 県の場合で言えば、放射線、いわば学校給食……。

○佐藤危機管理防災課長 については教育委員会の方でお願いできればと思っておりますが。

ちょっと我々でわかる分を一応——市町村との関係の部分の4点でございますが、あと

担当課で補足していただければありがたいと思っておりますが、1つは、自主防の関係でございますが、今委員がおっしゃられたとおり、組織をどうやってつくるかわからないということでございますが、市町村との意見交換会議では、市町村でございますから、どうやってつくるのかわからないというような意見はもちろんございませでしたし、先ほど言いましたように、いわゆるマニュアル的なものもつくりまして配布を予定しておりますので、そういうところにつくっていただきたいと思っております。

まず、基本的に考えていただきたいのは、今自治会組織がございますので、自治会組織を活用して、その中で、今自治会の中では、例えば、体育部会であるとか、女性部会であるとか、婦人会であるとか、子供会であるとか、あると思いますが、その中に防災という観点をに入れていただいて、防災の部会をつくらなければ、すなわち自主防になりやすいと思えますし、自治会が一番動きやすうございますので、そういう観点でつくっていただければと思っておりますので、わからないところはもちろん御相談いただければと思えますし、市町村に御相談すれば、かなり今やっているところでございます。

それから、備蓄倉庫の問題でございますが、特にかぎの保管ということで委員の方から御指摘ございましたが、備蓄倉庫だけでなく、例えば避難所につきましても、だれがかぎを持つとって、だれがあけるのかという、これは大きな問題でございますが、ちょっとそこら辺につきましては、どうしてもやっぱり市町村レベルの問題になりますので、例えば複数で管理するとか、例えば、公共施設であっても、そのとき管理者がいなければどうするんだという問題がございますので、ここについては、また今後とも市町村とも話を進めていきたいと思っておりますので、問題提起をしながら解決していきたいと思っております。

す。

それから、避難援助者の問題でございまして、先ほど言いました要援護者の避難計画の中の個別計画になりますと、どの方がどういう状態で、まず第一に、どなたが援助すると、その方ができないときは次の方、どなたがするということまで書き込むというふうになっておると思います。ただ、なかなか進まないというところで、同意方式と先ほど言いました共通方式とかがいいですか、その辺の方式につきましては、それぞれ市町村が進める上で自由な選択でやっておりますので、そこら辺につきましても、市町村の中で工夫してやっていただくのかなと思っております。

マンションの問題でございしますが、先ほど言いましたように、マンション自治会があれば、先ほどの自治会等の関係で、その中でひとつつくっていただくということも対策として考えられると思っておりますが、熊本市を中心に多くのマンションございますので、そこら辺につきましても、また市町村とも少しお話し合いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○村上寅美委員長 補足説明。

○田中教育政策課長 教育政策課でございませぬ。

先ほど学校給食の関係の飲食物への放射能の関係ですけれども、これは文部科学省の方から東日本の17都県の教育委員会に通知が出ておまして、学校給食の食材を測定する機器代の半額を補助するという通知が出たものでございます。今回、影響があるところに限っての通知でございます。

県につきましては、今のところその影響がないということで、この対象外になっておまして、現在は厚生労働省の食品中の放射性物質に関する暫定規制値とかございまして、そちらの確認の範疇で動いておりますので、

今のところ、特段対応はしておりませぬ。

以上です。

○松岡徹委員 今の件について、文科省のやつはわかっているわけね。ただ、実態としては、例えば、この前、東区、博多区で自主的に食品検査をやったり何かしているわけですよ。ですから、文科省の17県というのがそもそも僕はおかしいと、実態に合っていないというふうに思うんだけど、そこはひとつ前提にして、県独自で検討したらどうかという問題提起をしたわけですよ。

それから、自主防災組織とマンションの関係で、やっぱり単位は町内会ですよ。そうすると、マンションの管理組合、そこら辺の役員さんたちがやっぱり、課長がおっしゃったように、防災を位置づけて、自主防災組織をつくり、日常的にやっぱり訓練というか、話し合いもやって体制をつくるというのが一番強いあれかなと思っております。

それから、避難援助者問題では、この防災計画でも、市町村の自治体にと書いてあるからですね、こちらにね。もちろんそうだけど、実践的に起きたときに対処するという点では、共通方式だけでは実動しにくいというか、同意方式を組み合わせることで、すごく実動しやすいというのが、今度のいろいろちょっと僕は調べたところにはあったもんだから、そういう点、市町村と意見交換される中で、今後もまたあるでしょうから、いろいろ問題意識持って提起していただいたらというふうに思います。

○村上寅美委員長 要望でいいですか。

○松岡徹委員 いいです。

○西岡勝成委員 簡潔に2点お尋ねいたします。

まず、県経済への影響についてでございま

すが、これは水産関係一言も載っていませんけれども、つい1週間ほど前に県魚類養殖組合から陳情にお見えになりました。と申しますのが、全国の養殖漁業のえさというのは、東北が占める割合が非常に高いんですね。これがやっぱり放射性物質の危険性からみんな避けとりまして、四国、九州のえさがばんばん2〜3割高くなってきとって、非常に経営的に苦しい状況になっているという陳情でございましたし、これは水産加工業も一緒です。やはり加工履歴というんですか、ああいうものを示さないかぬので、東北のえさをやったり、食品使っていますと、そういうので非常に風評被害が出る可能性があるということで、九州地の魚が、まき網船団に乗ってくる魚、多獲性大衆魚が非常に高くなっておりますね。これで、もうえさと加工品とが競合をいたしております、非常に苦労しておりますので、その辺の調査もお願いをしておきたい。これはもう要望で結構です。

もう一つ、この前、海上保安庁との勉強会で、津波のことについて勉強いたしました。そのときに、3.11のときに牛深港の方が津波が高い、潮位が高くなるかなと思ったら、本渡港の方が高かったんですね、本渡港の方が。あれが、要するに光の屈折みたい津波というのはぶつかりながら入り込んでくるので、そういう現象になるんだというお話をお聞きしたんですが、そういう理解でよろしいですか。

○手島港湾課長 港湾課でございます。

今委員がおっしゃったとおりだと認識しております。はっきりした計算というのはまだないかと思っておりますけれども、基本的には屈折して入ってくるものだと認識しておりますのでございます。

○西岡勝成委員 じゃあ、そういう要するに予測というのは、どこで、地震が発生したか

によってできる可能性はあるということですね。

○手島港湾課長 港湾課でございます。

基本的には、今おっしゃるような形になると思います。

○村上寅美委員長 よろしいですか。

○西岡勝成委員 はい。

○村上寅美委員長 ほかにありませんか。

○佐藤雅司委員 ページは12ページです。地域防災計画の検討・見直しということで、防災・減災体制の整備で、当面の課題とされた課題を踏まえた当面の対応と出とります。この中で、先ほどから、市町村が進める、市町村として何とか、市町村ともとか、そういう言葉が出てきますが、先般我々が東北の方に視察に行ったときに痛切に感じたのは、市町村機能の喪失というのが実際あったなというふうな感じですね。つまり、あそこの東松島市の市長さんは奥さんが流された、それから議長さんの方は奥さんと息子さんが流されて亡くなりました。役場の防災体制も恐らく相当変わった。その中で、いわゆる、失礼ですけども、他からの応援、その中で体制を組んでいるわけですね。ずっとこう見てみますと、大体ハードの設備といいますか、耐震化だとか、機能の部分のハードの部分だというふうには私の方は理解するわけですけども、実際にその体制が崩れたときに、これはもう県ですから、熊本県としてだけ考えればいいということじゃないと思うんですね。だから、こうした市町村とともに話をして、市町村とともに進めるとか、そういった話をずっとやられておりますけれども、一番大事な市町村機能が喪失したときに、体制が喪失したときにあるいは組むまでにどういったことができる

のか、それは確かに地方分権ですから、それぞれの役割があって、範疇以外のことは皆さんしないということでありますけれども、来年から、恐らく24年から2カ年間にわたって国の方の防災会議が、それからいろんなことで計画をつくっていかれると思うんですけれども、そうした市町村と県とのいわゆるゾーンが重なったときにどういうふうなですね、そこのところを考えておかないと、それは想定しておかないといかぬのじゃないかなと、そういう印象です。

○村上寅美委員長 答弁ありますか。要望ですか。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

委員御指摘の点は非常に大きな問題だと考えております。先ほど言いましたように、今回、1月22日に訓練を考えておりますけれども、決してすべてが滅失したということではなくて、市町村機能が全くなかった場合とかなり低下した場合というふうなことも考えざるを得ないと思っております。特に、低下した場合につきまして、今回訓練の中で少しやってみたいなと思っておりますので、そういう防災機関が中に入り込みまして、まず一時的な対応をするということをやってみたいなと思っております。

○佐藤雅司委員 この間、やっぱり印象に残ったのは、いわゆる県が、国が何にもしてくれない、対応が遅いと、これは全国的にこう言われておりますけれども、そんな印象を持たれて、皆さん方は、県として実は計画どおりにやっていますと、やっぱり要望があればとか、いろんな作用があればというふうに、体制整っていらっしゃると思うんですけれども、現場が混乱しているという状況の中でどういったこと、そういうときも想定内という

ことにしておかないといかぬというふうな印象を持ちましたね。以上です。

○村上寅美委員長 要望でいいですか。

○佐藤雅司委員 はい。

○村上寅美委員長 それでは、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 質疑を打ち切ります前に、私も委員長として一言。

先ほど副委員長並びに鬼海委員、あるいはそれぞれの先生から問題が出たのは、真摯にひとつ対応をしてもらいたいということが1点。それから、安全面は当然としての話ですが、知事部局もそうであるというふうにお聞きしておりますけれども、やはり企業立地というのがあって、今までの議論は、今のペースをどうしてマイナスをかばうかということであって、熊本県としては、やっぱりこれだけ豊かな地域ですから、今後どんどん企業を誘致しなきゃいけないと。するならば、やはり将来像の電気も含めて、そういうものに対しては計画をしておかなくちゃいけないんじゃないかということをお聞きしていきたくて、今5%とか、夏はどうかと、乗り切るといような現実の話だけしかきょうも出ませんでしたから、これはこれとして、可として、当然守っていかなくちゃいけないけれども、今後やっぱり、じゃあ企業誘致は来ないのかといった場合、やっぱり企業立地としてどんどん、熊本の雇用対策、あるいは税収のためにも、企業は誘致をしなきゃいけないという大前提があるなら、やっぱりそれだけのことを、九電のみならず、電気という問題に対してやっぱり十二分に対策を立てておく必要があるんじゃないかというふうに委員長として感じましたので、その点について、総務

部長個人的御見解で結構ですから、ひとつ一言。

○駒崎総務部長 委員長の御指名ですので、大変な大役ですけども、一言だけ。

いろいろ意見出ましたように、特に、エネルギーの中でも電力は、情報処理や緊急時の通信、あるいは医療とか、産業のみならず、国民生活に密接にかかわっている、いわばもう国家の基本、基礎になっているかと思っております。

電力問題がはっきりしないことには、委員長もおっしゃったように、将来像、企業立地も、現在の電力をどう賄うかということだけではなくて、将来いかに九州が安定的に電力供給できる地域かということをお訴えることが、企業の九州への誘致、あるいは海外移転を防ぐというふうなことに繋がっていくと思っておりますので、大事な問題だというしっかりした認識を持って全庁的に取り組ませていただきたいと思っております。

○村上寅美委員長 強く要望しておきます。

それでは、これで質疑を打ち切ります。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件については、審査未了のため、次期定例会まで本委員会を存続して審査する旨、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 異議なしと認めます。

次に、その他に入りますが、何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員長 それでは、これをもちまして第5回震災及び防災対策特別委員会を閉会いたします。

午後2時47分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

震災及び防災対策特別委員会委員長